

?

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正報告書

【提出先】 東北財務局長

【提出日】 平成23年12月22日

【会社名】 株式会社京王ズホールディングス

【英訳名】 KEIOZU HOLDINGS COMPANY

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 佐々木英輔

【本店の所在の場所】 宮城県仙台市青葉区中央二丁目2番10号 仙都会館ビル7階

【電話番号】 022(722)0333

【事務連絡者氏名】 管理統括部副部長 石原瑞樹

【最寄りの連絡場所】 宮城県仙台市青葉区中央二丁目2番10号 仙都会館ビル7階

【電話番号】 022(722)0333

【事務連絡者氏名】 管理統括部副部長 石原瑞樹

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 3,570,000円
新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の
価額の合計を合算した金額 360,960,000円
(注) 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新
株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行
使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

?

1 【有価証券届出書の訂正報告書の提出理由】

当社及び当社子会社において、過年度の不適切な取引及び会計処理が存在することが判明いたしました。平成23年8月より第三者調査委員会による調査を行い訂正すべき内容が判明いたしましたので、平成18年10月期から平成23年10月期の連結財務諸表等の訂正を行い、有価証券報告書、半期報告書及び四半期報告書の訂正報告書を東北財務局長宛提出いたしました。

当該訂正報告書の提出に伴い、平成21年10月20日付で提出いたしました有価証券届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものがあります。

2 【訂正事項】

第四部 組込情報

3 【訂正内容】

訂正箇所は_を付して表示しております。

（訂正前）

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	第16期	自 平成19年11月1日 至 平成20年10月31日	平成21年1月27日 東北財務局長に提出
有価証券報告書の訂正報告書	第16期	自 平成19年11月1日 至 平成20年10月31日	平成21年7月7日 東北財務局長に提出
四半期報告書	第17期 第3四半期	自 平成21年5月1日 至 平成21年7月31日	平成21年9月14日 東北財務局長に提出

（訂正後）

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	第16期	自 平成19年11月1日 至 平成20年10月31日	平成21年1月27日 東北財務局長に提出
有価証券報告書の訂正報告書	第16期	自 平成19年11月1日 至 平成20年10月31日	平成21年7月7日 東北財務局長に提出 <u>平成23年12月22日</u> 東北財務局長に提出
四半期報告書	第17期 第3四半期	自 平成21年5月1日 至 平成21年7月31日	平成21年9月14日 東北財務局長に提出
<u>四半期報告書の訂正報告書</u>	第17期 第3四半期	<u>自 平成21年5月1日</u> <u>至 平成21年7月31日</u>	<u>平成23年12月22日</u> 東北財務局長に提出

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年12月21日

株式会社京王ズホールディングス
取締役会 御中

清 和 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 笈 悦 生
業務執行社員

指定社員 公認会計士 戸 谷 英 之
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社京王ズホールディングスの平成20年11月1日から平成21年10月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成21年5月1日から平成21年7月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成20年11月1日から平成21年7月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社京王ズホールディングス及び連結子会社の平成21年7月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は金融商品取引法第24条の4の7第4項の規定に基づき四半期連結財務諸表を訂正している。当監査法人は訂正後の四半期連結財務諸表について四半期レビューを行った。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成23年12月21日

株式会社京王ズホールディングス
取締役会 御中

清 和 監 査 法 人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 箕 悦 生

指定社員
業務執行社員 公認会計士 戸 谷 英 之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社京王ズホールディングスの平成18年11月1日から平成19年10月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社京王ズホールディングス及び連結子会社の平成19年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 有価証券報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は金融商品取引法第24条の2第1項の規定に基づき連結財務諸表を訂正している。当監査法人は訂正後の連結財務諸表について監査を行った。
2. 会計処理の変更に記載されているとおり、会社は、移動体通信事業において移動体通信キャリアから受取手数料の一部として受領する広告支援金及び出店支援金等を売上計上する方法から、それぞれ販売費及び一般管理費（広告宣伝費）から控除する方法、新規店舗の主要固定資産から控除する方法に変更した。
3. 会計処理の変更に記載されているとおり、会社は、テレマーケティング事業における人件費及び経費（管理部門相当額を除く）を販売費及び一般管理費に計上する方法から、売上原価に計上する方法に変更した。
4. 会計処理の変更に記載されているとおり、会社は、テレマーケティング事業において公的機関から受領する助成金を営業外収益の補助金収入に計上する方法から、売上原価から控除する方法に変更した。
5. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、株式会社遠雷が営む外食事業の一部店舗を株式会社くらコーポレーションに譲渡することを平成19年11月14日の取締役会で決議し、平成19年12月25日に事業譲渡契約を締結している。
6. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成20年1月10日開催の取締役会において第三者割当増資による新株発行を決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成23年12月21日

株式会社京王ズホールディングス
取締役会 御中

清 和 監 査 法 人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 笥 悦 生

指定社員
業務執行社員 公認会計士 戸 谷 英 之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社京王ズホールディングスの平成19年11月1日から平成20年10月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社京王ズホールディングス及び連結子会社の平成20年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 有価証券報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は金融商品取引法第24条の2第1項の規定に基づき連結財務諸表を訂正している。当監査法人は訂正後の連結財務諸表について監査を行った。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成20年12月11日開催の取締役会において、第4回新株予約権（第三者割当）の発行及びコミットメント条項付第三者割当契約を締結することを決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成23年12月21日

株式会社京王ズホールディングス
取締役会 御中

清 和 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 箕 悦 生
業務執行社員

指定社員 公認会計士 戸 谷 英 之
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社京王ズホールディングスの平成18年11月1日から平成19年10月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社京王ズホールディングスの平成19年10月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 有価証券報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は金融商品取引法第24条の2第1項の規定に基づき財務諸表を訂正している。当監査法人は訂正後の財務諸表について監査を行った。
2. 追加情報に記載されているとおり、会社は、純粋持株会社への移行に伴い、営業外収益として計上していたグループ会社間での業務委託手数料を平成19年4月分より売上高として計上している。
3. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成20年1月10日開催の取締役会において第三者割当増資による新株発行を決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成23年12月21日

株式会社京王ズホールディングス
取締役会 御中

清 和 監 査 法 人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 筧 悦 生

指定社員
業務執行社員 公認会計士 戸 谷 英 之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社京王ズホールディングスの平成19年11月1日から平成20年10月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社京王ズホールディングスの平成20年10月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 有価証券報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は金融商品取引法第24条の2第1項の規定に基づき財務諸表を訂正している。当監査法人は訂正後の財務諸表について監査を行った。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成20年12月11日開催の取締役会において、第4回新株予約権（第三者割当）の発行及びコミットメント条項付第三者割当契約を締結することを決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。